

東京二十三区清掃一部事務組合における求職者等に対する ハラスメント防止基本方針

令和8年9月24日 8清総職第1715号副管理者決定

1 目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）は、採用選考に応募した者、採用予定者、実習生その他採用活動に関係する者（以下「求職者等」という。）が安心して採用活動に参加できる環境を確保するとともに、公正かつ適正な採用選考を実施するため、本方針を定める。

2 基本方針

組合は、求職者等の人格及び尊厳を侵害する行為を許さない。

全ての職員は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、求職者等に対して公正かつ適切な対応を行わなければならない。

3 禁止行為

組合は、求職者等に対して次に掲げる行為を行わない。

【禁止される行為例】

（以下は、例示であり、これらに限られるものではない。）

- ・ 性的な言動その他求職者等に不快感を与える行為
- ・ 性的指向、性自認その他個人の属性に関する不適切な言動
- ・ 採用選考と関係のない私生活上の事項について執拗に質問する行為
- ・ 採用選考上の優位な立場を利用して私的な接触を求める行為
- ・ その他求職者等の人格及び尊厳を侵害する行為

4 相談窓口

求職者等からの相談に対応するため、総務課総務係及び職員課人事係を相談窓口とする。相談を行ったことを理由として、求職者等が採用選考その他において不利益な取扱いを受けることはない。

5 相談への対応

組合は、相談を受けた場合には、必要に応じて事実関係を確認し、適切かつ迅速に対応する。

6 プライバシーの保護

組合は、相談者及び関係者のプライバシーを保護するとともに、相談により知り得た情報を適切に管理する。

7 再発防止

組合は、相談事案の内容に応じ、関係職員への指導、研修その他必要な措置を講じ、再発防止に努める。

8 周知

組合は、本方針を関係職員及び求職者等に周知する。

附 則

この方針は、令和8年10月1日から施行する。